

令和7年度 集団指導資料

<全サービスに共通する事項>

令和8年3月
酒田市健康福祉部高齢者支援課

内 容

- 1 集団指導と運営指導について
- 2 指定に係る届出について（指定更新、変更届、体制等に関する届出）
- 3 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項について（共通）
 - （1）高齢者虐待防止の取組について
 - （2）業務継続計画（BCP）の策定について
 - （3）書面提示について
- 4 事故報告について
- 5 「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について
- 6 電子申請届出システムについて
- 7 ケアプランデータ連携システムについて

1 集団指導と運営指導について

介護保険制度の適正な運営のため、サービスの質の確保と保険給付の適正を図ることを目的として実施

集団指導

介護サービス事業者が一つの会場に集合、またはオンラインやホームページ活用等の方法により、介護サービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報を提供します。（遵守すべき法令の内容、指定・更新事務等の手続、介護報酬請求に関する事項等）

制度の理解
不正の防止



制度管理の適正化

運営指導

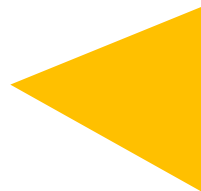
介護サービス事業者の事業所を訪問し、関係書類の閲覧や事業所職員、利用者へのヒアリングを行います（概ね6年ごと）。人員基準、運営基準、介護報酬請求を確認し、適正でないと認められた場合は是正するよう指導を行います。

高齢者虐待防止
身体拘束禁止
不正の防止



よりよいケアの実現

監査



著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合
または
不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合

■ 運営指導は、以下のスケジュールで実施します

- ① 1 か月半前 事業所へ日程確認をします
- ② 1 か月前 実施通知送付と事前提出書類の依頼をします
- ③ 2 週間前 提出資料の〆切 → 市で提出された資料の審査をします
- ④ 当日 現地調査（午前・午後のいずれか 3 時間程度）
- ⑤ 1 か月程度 結果の通知

※改善が必要な事項がある場合は、改善報告書の提出を求めます

■ 運営指導の確認項目は次のとおりです

介護保険施設等運営指導マニュアル本文、別添 確認文書・確認項目一覧（令和6年7月改訂）

- ① 人員基準 職員配置、資格、兼務状況等が適切かなど【事前提出 別紙2】
- ② 運営基準 運営規程、各計画・指針、研修の計画・実施状況、苦情処理や事故対応など【事前提出 別紙2】
- ③ 報酬請求 加算について算定要件を満たしているか、減算について適切に適用しているか【事前提出 別紙3】
- ④ 設備基準 消防設備、設備衛生等を現地で確認

※ケアマネジメントプロセスの実施の確認を行います

2 指定に係る届出について

■ 指定更新について

居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業所の指定は、**6年ごとに更新**が必要です。

○指定有効期間満了日の**2ヶ月前に個別に連絡**を行いますが、各事業所においても有効期間満了日を把握上、失念等により手続き漏れがないよう注意してください。

人員基準を欠如している等の場合は、更新できませんのでご注意ください。

○様式は酒田市のホームページからダウンロードできます。総合事業の様式は、酒田市ホームページに厚生労働省ホームページへのリンクを掲載しています。有効期間満了の**1ヶ月前までに提出**してください。

令和6年4月から新様式になっています。

○申請書類は、**電子申請届出システムでの提出**をお願いします。

令和8年4月から電子申請届出システムでの届出が原則となります。

○現在休止中の事業所において更新手続きを行わない場合は、「廃止届」を提出してください。

■ 変更届について

厚生労働省令で定める事項が変更になった場合は、**変更があった日から10日以内**に届出が必要です。

- 「変更届出書」に必要書類を添付のうえ提出してください。変更届出書の様式及び添付書類一覧は、酒田市ホームページからダウンロードしてください。
- 届書類は、指定更新書類と同様に**電子申請届出システム**（またはメール）での提出をお願いします。
- 建物の構造等の変更は現地確認を要するので、変更予定日の約1ヶ月前までに連絡してください

全ての届出が、令和6年4月から新様式になっています。

■ 休止、廃止届出について

廃止・休止届は、**廃止または休止しようとする日の1月前まで**に提出して下さい。

- 利用者に十分説明し、理解を得て他事業所の紹介、居宅介護支援事業所等との調整、**利用者への継続的なサービス提供のための便宜提供**を行ってください。
- 利用者の移管先一覧（任意様式）を添付してください。

■ 再開届について

- 再開する場合は、当該事業に係る「従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類」の添付が必要です
- 再開に伴い**人員配置等に変更がある場合は、変更届の提出**もしてください。

■ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

「**介護給付費算定に係る体制等状況一覧表**」に記載されている項目に変更が生じる場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

◇届出日と算定開始時期

サービス種類	提出期限・算定開始月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、 <u>居宅介護支援、総合事業</u>	・提出期限：毎月15日まで ・算定開始月：翌月のサービス提供分から
（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・提出期限：届出算定月の1日まで ・算定開始月：当該月の1日のサービス提供分から

○**加算の取り下げ、人員欠如による減算等**は、判明した時点で**速やかに提出**してください。

○加算を受ける場合は、別紙等条件を確認できる添付書類を提出してください。

○様式及び添付書類一覧は酒田市のホームページからダウンロードできます。

最新の様式（R7.4～）で提出してください。

○届出書類は、**電子申請届出システム**（またはメール）での提出をお願いします

3 (1) 高齢者虐待防止の推進について

虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化。以下の措置を講じてください。

- 虐待の防止のための**対策を検討する委員会**の定期開催
- 虐待の防止のための**指針の整備**
- 虐待の防止のための**研修**の定期実施
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**を置く

高齢者虐待防止の推進

告示改正

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

※福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間を設ける。

3 (2) 業務継続計画 (BCP) の策定について

業務継続計画の策定等は、令和6年4月1日より義務化。以下の措置を講じてください。

- **感染症、非常災害**発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定
- 従業者に対する計画の周知、**研修**及び**訓練**を定期的に実施
- 定期的に**計画の見直し**を行い、必要に応じて計画の変更

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

- 感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。 < **経過措置1年間** (※) >

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

業務継続計画未策定減算	施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設)
	その他のサービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

(※) 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

3 (3) 書面提示について

掲示については、以下のとおり実施してください。

- 運営規程、勤務体制、その他重要事項（重要事項説明書、個人情報保護に関する文書、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）を事業所の見やすい場所に掲示すること。
※見やすい場所／利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所（例：施設の玄関、相談室等）
- 重要事項を記載した書面は、関係者等が自由に閲覧できるようファイル等を備え付けることで掲示に代えることができる。
- 重要事項は、原則としてウェブサイトに掲載すること。（令和7年4月1日より適用）
※ウェブサイト／法人のホームページ等又は介護サービス情報システム

「書面掲示」規制の見直し

省令・告示・通知改正

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。
(※令和7年度から義務付け)

4 事故報告について

◆介護サービス提供中に事故が発生した場合は、当該利用者の家族や担当する居宅介護支援事業所等への連絡を含め、適切な対応を速やかに講ずることとされております。**薬の誤与薬、行方不明（事業所が行方不明と判断したもの）**についても酒田市へ報告書の提出をお願いします。

◆また、介護保険事業者には、事故の再発防止と迅速・適切な対応が求められています。

◆事故報告が提出された後に、事故に対する事業所の対応について、利用者の親族等から相談を受ける事例が発生しています。事故の未然防止や利用者側へのより丁寧な対応に心掛けてください。

◆「令和7年2月17日付け高支第894号山形県健康福祉部高齢者支援課長通知「介護サービス事業所等における事故報告について（通知）」に基づき、酒田市へ報告をしてください。

◆【提出方法】

令和7年3月17日報告分から原則としてメールにて提出してください。メールでの提出が難しい場合は、FAXによる提出も可能です。また、新たに、**やまがたe申請**での提出が可能となります。

◆報告様式は、県の様式と同じものを市ホームページにも掲載しております。

5 「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について

○標記の届出書に係る提出と介護給付費等の国保連合会への請求について、令和6年4月より、「事務連絡令和6年1月26日酒田市健康福祉部高齢者支援課長「居宅介護(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書」等及び「介護給付費等過誤申立書」の提出と介護給付費等の請求について」のとおり運用しています。

○介護給付費等過誤申立書については、**毎月7日までにご提出ください。**

※7日が土日祝日の場合は前開庁日までの提出です。

※返戻となっている場合は過誤申立の必要はありません。

○請求に係る問い合わせが多くある件について、留意事項および事例として考え方をまとめていますのでご確認の程よろしくお願いいたします。(別添 令和6年1月26日付事務連絡)

6 電子申請届出システムについて

○厚生労働省では、令和4年11月から対面を伴わない申請書類の提出を実現させるため、「電子申請届出システム」の運用を開始しており、令和7年度までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムを利用開始することとされています。

申請・届出においては地方公共団体・事業所双方に負担軽減が期待できることを鑑みて、このシステムを利用することを推奨しています。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

○山形県は令和7年12月1日から運用開始します。また、令和8年3月1日からは原則化となります。県ホームページに申請手続きの詳細が掲載されています。

○酒田市では令和7年1月から運用開始しています。県と同様に令和8年3月までに体制を整えて、電子申請届出システムによる申請・届出をお願いします。

7 ケアプランデータ連携システムについて

○介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の負担軽減や職場環境の改善は重要であり、厚生労働省において様々な取組が行われてきています。

その取組のひとつとして、「ケアプランデータ連携システム」が運用されています。専用ホームページ、公式YouTube、国民健康保険連合中央会ホームページ等に情報が掲載されていますので、参考にされ**早期の導入をご検討**ください。

※介護保険最新情報vol.1374

- ・**フリーパスキャンペーンの実施** 1年間フリーパスの配布期間（2025.6.1～2026.5.31）
- ・**ヘルプデスクサポート体制の強化** 専用スタッフが電話・メールの問い合わせに対応

○WAM NETには、システムを利用している事業所の情報を地図上で確認できます。

○厚生労働省は、「介護情報基盤」と「介護保険資格確認等WEBサービス」に「ケアプランデータ連携システム」を統合する方針で検討を進めています。（介護保険最新情報vol.1445）

【お問い合わせ】

介護給付係 0234-26-5363

介護認定係 0234-26-5732

地域包括支援係 0234-26-5755

高齢者支援係 0234-26-5780

FAX 0234-26-5796 mail:kaigo@city.sakata.lg.jp